

寛政期における徳島藩の農業と水産業

(下)

安 沢 秀 一

- 1 は じ め に
- 2 立毛生熟并村浦之様子申上書
- 3 農産物の種類と地域性 (以上7巻1・2号)
- 4 農産物生育状況 (以下本号)
- 5 水産物収穫状況
- 6 む す び

4 農産物生育状況

われわれは前節において、阿波10郡について、その農産物構成からいちおうの地域類型をたててみた。本節においては史料に即して、農産物の生育状況を明らかにすることにより前節に試みた地域類型化がどれほど有効であるかを検証することとしたい。まえにのべたようにわれわれが利用する「立毛生熟并村浦之様子申上書」は、寛政7年度を7回にわけて記述することによって、年度内の農産物生育の状況を縦の系列で示してくれる。と同時にそれは同月の各郡における生育状況を、横の広がりでも示してくれるのである。従って、時系列と地域性とを同時に示す方法をとらなければ、この史料のもつ特殊な価値を生かすことができないだろう。

しかしこの史料にあげられている農産物のすべてについて、その生育状況を示すことはいたづらに記述を繁雑ならしめることになるので、ここでは主要な農作物である稲作・麦作・菜種作・藍作の4種を中心として考察を進めたい。

さて第3表は上にのべた方法に従って、4種類の農産物についてその生

第3表 寛政7年度阿波10郡農産物生育状況

I 稲 作

郡別	月別	3月	4月	7月	8月	10月	12月	1月
佐 古 中 村	}	} 稲苗之儀, 候 詩付仕申立宜 御座候 出候	} 稲苗植付之儀, 雨継宜用水 杯丈夫ニ御座候ニ付追々植 付相建居	} 順氣宜相心ニ相生シ居申候処, 相 廿一日風雨出水ニ少々相 痛候得共相心之豊作と相見へ申候	} 生へ腐ニ相成申候只今之姿ニ而 八極凶作と奉存候旨申出候			
南新居	}	} 稲苗宜御座 候	} 稲苗生宜追々植付居申候	} 相心ニ相生シ居申候処廿一日廿 二日之出水ニ殊之外相痛申候	} 打続雨天上, 出水ニ相生へ出, 殊之外相痛申候様, 相見へ申候			
北新居	}	} 稲苗宜御座 候	} 稲苗生宜追々植付居申候	} 相心ニ御座候処, 廿一日廿二日 風雨出水ニ, 三步通も相痛申候	} 早稲之義取無数相見へ申候, 中 座晩稻之類中旬方雨天続ニ付 出水ニ付大痛ニ相成候而, 苺取 兼居申候			
西黒田	}	} 稲苗生宜御座 候	} 稲苗生宜御座 候	} 相心ニ出来仕候処, 廿一日廿二 日風雨出水ニ三步通相痛申候様 相見へ申候	} 早稲之義ハ苺入相濟候得共, 上出水上ニ痛強相見へ申候			
佐 那 河 内	}	}	} 稲苗生宜此節之潤ニ而追 々植付仕居申候旨申出候	} 相心ニ相生シ居申候処, 廿一日 相心ニ風雨出水ニ式歩通程も相 痛申候様相見へ申候, 尤早稲之 義ハ最相成居申候事故別而相 痛不申候, 中稲之儀ハ地ニヨリ, 義ハ三四歩通程ニ相成申候, 并川 付シ之分ハ水押ニ罷成候ニ奉存 候	} 相心ニ生シ最早熟仕居申候処, 十四日方打続雨天ニ付, 生へ 稲ニ罷成申候, 右之懸ニ御座候 故, 摺小成仕候得共, 折碎ニ罷 成, 正米無数御座候様只今ニ而 ハ相見へ申候			
津 田 沖 洲	}	}	} 稲苗潤甚宜御座候ニ付植 付仕, 生シ宜御座候旨申 出候	} 随分宜出来仕居申候, 廿一日 廿二日之風雨ニも格別相痛候 義ハ無御座候	} 出来仕居申候処, 廿八日廿 九日大雨出水ニ付, 晩稲相痛 申候, 未夫々取入不申候ニ付, 升目積リ之義ハ, 相分り不申 候			

I 稲 作

	3 月	4 月	7 月	8 月	10 月
名 西 郡		稲苗之儀, 追々植付居申候	稲作風当リモ別而無御座, 一躰相応ニ, 宜実成リ申候様相見へ申候	稲作之義, 早稲ハ大抵取入申候得共, 中稲, 晩稲之義ハ, 打続雨天ニ十分ニ無御座之上, 折碎ニ相成候, 不作之方と相見へ申候	
飯 尾		稲苗之義, 此節水沢山ニ而追々植付居申候		稲作之義, 早稲ハ尙小成申候処, 相心去ル七月下旬ニ相當リ候得共, 懸申候水ニ出候	稲作取実平 シ五歩通と 相見へ申候
敷 地			稲作之儀, 宜御座候処, 廿一日夜之風雨ニ少々相当リ居候	稲作之義相心ニ生シ居申候相痛申候廿八日廿九日大雨出水ニ	
上 浦		稲苗此節植付居申候			
中 嶋			稲作相心ニ宜相成申候	稲作雨天続ニ而尙入相調不申, 四五歩通之損亡ニ相見へ申候	
東川学田・西川ツ嶋田	稲苗生宜相見へ申候				

I 稲 作

	3月	4月	7月	8月	10月	12月	1月
板野郡	稲, 蒔キ始 仕候	専稲植付ニ相懸	早稲之儀ハ、最早実入居申儀 ゆへ、格別相痛申候義も無御 座、晩稲之儀ハ一畝ニ式三歩 通程も相痛申候、畠稲、式歩 通之損毛之由	早稲端々天候、晩稲相合日九 痛、申、合日九破損毛之通 早稲端々天候、晩稲相合日九 痛、申、合日九破損毛之通 早稲端々天候、晩稲相合日九 痛、申、合日九破損毛之通			
阿波郡	稲, 相応出 来仕	稲植付	早稲之儀ハ最早実成居申故、 格別相痛候儀も無御座、晩稲 之分押平式三分通も相痛候様 相見申候	取分ケ無早御座候得共、大 實も早御座候得共、大 取分ケ無早御座候得共、大 實も早御座候得共、大			
美馬郡	稲, 先ハ相 応出来仕	専稲植付	早稲之儀ハ下郡同断最早実成 居申故、格別之儀も無御座、 晩稲之儀ハ少々相当り、式歩 通り位も取実違候様相見申由	晩稲、大ニ相痛申候 早稲之儀ハ蒔入も最早余程相 済居申候儀ゆへ、相応之取実 ハ御座候様相見へ申由ニ御座			
三好郡	稲, 相応生 シ立居申由	稲植付	早稲之儀ハ下郡と違ひ、花盛 ニ御座候故、余程相痛申候、 晩稲之儀ハ却而格別相痛候義 無御座、相応相生し居申候	早稲追々相痛居日九立毛取 宛相痛居日九立毛取 早稲追々相痛居日九立毛取 宛相痛居日九立毛取			

第3表 II 麦 作

月別 郡別	3 月	4 月	7 月	8 月	10 月	12 月	1 月
佐古	麦、随分生宜御座候、見 追々熟仕成宜相見 御座候、只今之豊作と 相見へ申候	麦、追々取入候処、 実入十分ニ御座候			麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候	麦、生シ宜御座候 候旨申出候	麦、生立宜御座候、 雨手入相候、此節之 ハ少々相痛座候、尤 之義も無御座候、追々 生可申と被存候、格別 宜候
南新居 北新居	麦、順氣相運至極実 入宜御座候	麦、追々取入候座候、 未小取相分不申候、 付当年義ハ例座候、 余計ニ御座候、取見へ 申候			麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候	麦、相心ニ生シ之雨ハ 申候、度々此節ニ見 生シ悪敷相見へ申 候	麦、追々取入候座候、 雨手入相候、此節之 ハ少々相痛座候、尤 之義も無御座候、追々 生可申と被存候、格別 宜候
西黒田	麦、順氣宜御座候ニ付 甚生宜豊作と相見へ 申候	麦、追々取入候座候、 未小取相分不申候、 付当年義ハ例座候、 余計ニ御座候、取見へ 申候			麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候	麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候	麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候
佐那河内	麦、追々取入候座候、 未小取相分不申候、 付当年義ハ例座候、 余計ニ御座候、取見へ 申候	麦、追々取入候座候、 未小取相分不申候、 付当年義ハ例座候、 余計ニ御座候、取見へ 申候			麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候	麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候	麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候
津田 沖洲	麦、追々取入候座候、 未小取相分不申候、 付当年義ハ例座候、 余計ニ御座候、取見へ 申候	麦、追々取入候座候、 未小取相分不申候、 付当年義ハ例座候、 余計ニ御座候、取見へ 申候			麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候	麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候	麦、追々取入候座候、 同断ニ御座候

II 麦 作

	3 月	4 月	7 月	8 月	10 月	12 月	1 月
名 西 郡	麦, 至極実入宜御座候	麦作式石毛位より, 所により三石毛, 適ニハ四石毛も御座候			麦作之儀天候廻宜, 惣而時付至極宜御座候而此節迄々生居申候	麦作之義随分生シ宜御座候	麦, 相応ニ出来仕居申候
飯 尾	麦作実入性合宜熟仕懸ケ申候, 只今之運ニ而ハ上作と相見ヘ申候	麦作此節迄ニ茹入申候得共, 未小成分リ不申候, 然共近年相覚不申候, 上作ニ而御座候			麦作之儀此節迄ニ時付相済申候		麦作之義潤能御座候ニ付生シ宜御座候
敷 地							
上 浦	麦, 相応ニ相見ヘ申候	麦此節茹小成仕居候処, 反ニ付平シ菅石八斗程取実御座候				麦作生シ宜御座候	麦, 相応ニ御座候
中 嶋		麦作之義最早熟仕候処, 至極豊作ニ而御座候, 此節少々宛茹入居小麥, 生合宜追々実成					
東 川 田 学 三 西 川 嶋 郡	麦作追々実成宜只今之懸ニ而ハ十分之出来ニ相見ヘ申候	麦・小麦, 此節茹小成仕申候分相応出来仕候, 尤山分之義ハ六歩作ニ而御座候				麦・小麦, 山里共相応ニ生シ居申旨	麦, 相応ニ相生居申候処, 余寒大風ニ相当リ相痛申候旨申出候

II 麦 作

	3 月	4 月	7 月	8 月	10 月	12 月	1 月	
板野郡	順風ニ而麦相応出来仕、追々熟仕敷、唯今之運ニ而、近年之豊作と相見申候	順氣ニ付麦相応出来仕、最前入成致、取御座候、儀、御座候、少々、候、御座候、而、取、宜敷、座候			順氣ニ而麦時付不残相濟生立茂相応ニ御座候、此節專手入肥抔仕居申候	順氣ニ而麦、相応生シ立專手入肥中候、尤寒所ニ寄候、儀ハ過生	順氣ニ而麦、相応生シ立、此節專手入仕居申候、尤余寒強、故、所寄候、儀ハ少々、相痛申候、并御座候、連茂小出来ニ御座候	順氣ニ而麦、相応生シ立、此節專手入仕居申候、尤余寒強、故、所寄候、儀ハ少々、相痛申候、并御座候、連茂小出来ニ御座候
阿波郡	順氣ニ付麦相応出来仕、最前入成致、取御座候、儀、御座候、少々、候、御座候、而、取、宜敷、座候	順氣ニ付麦相応出来仕、最前入成致、取御座候、儀、御座候、少々、候、御座候、而、取、宜敷、座候			順氣ニ而麦時付相濟最早相熟生シ立手入最中ニ御座候	順氣ニ而麦、相応生シ立專手入肥中候、尤寒所ニ寄候、儀ハ過生	順氣ニ而麦、相応生シ立、此節專手入仕居申候、尤余寒強、故、所寄候、儀ハ少々、相痛申候、并御座候、連茂小出来ニ御座候	順氣ニ而麦、相応生シ立、此節專手入仕居申候、尤余寒強、故、所寄候、儀ハ少々、相痛申候、并御座候、連茂小出来ニ御座候
美馬郡	順氣ニ而山里共乘、尤豐、儀ハ少々、候、御座候、而、取、宜敷、座候	順氣ニ而山里共乘、尤豐、儀ハ少々、候、御座候、而、取、宜敷、座候			順氣ニ而麦時付山里共相濟最早相熟生シ立手入最中ニ御座候	順氣ニ而麦、相応生シ立專手入肥中候、尤寒所ニ寄候、儀ハ過生	順氣ニ而麦、相応生シ立、此節專手入仕居申候、尤余寒強、故、所寄候、儀ハ少々、相痛申候、并御座候、連茂小出来ニ御座候	順氣ニ而麦、相応生シ立、此節專手入仕居申候、尤余寒強、故、所寄候、儀ハ少々、相痛申候、并御座候、連茂小出来ニ御座候
三好郡	順氣ニ而山里共乘、尤豐、儀ハ少々、候、御座候、而、取、宜敷、座候	順氣ニ而山里共乘、尤豐、儀ハ少々、候、御座候、而、取、宜敷、座候			順氣ニ而麦時付中旬迄ニ相濟最早相熟生シ立手入最中ニ御座候	順氣ニ而麦、相応生シ立專手入肥中候、尤寒所ニ寄候、儀ハ過生	順氣ニ而麦、相応生シ立、此節專手入仕居申候、尤余寒強、故、所寄候、儀ハ少々、相痛申候、并御座候、連茂小出来ニ御座候	順氣ニ而麦、相応生シ立、此節專手入仕居申候、尤余寒強、故、所寄候、儀ハ少々、相痛申候、并御座候、連茂小出来ニ御座候

第3表 Ⅲ 菜種 種 作

月別 郡別	3 月	4 月	7 月	8 月	10 月	12 月	1 月
佐 古	(麦) 菜種作之儀随分生宜御座候、追々申候ハ仕成宜相二御見候ハ只今之運と相見候	菜種押平シ忝石四五斗ニ相申候 菜種作上毛忝石三斗位、中毛忝石位、下毛斗位御座候旨申出候				(麦) 菜種作、生シ宜御座候旨申出候	(麦) 菜種作、生立宜御座候、雨入仕少々相痛候、専手分格別之儀も無御座候、相生可申と被存候旨申出候
	(麦) 菜種作(空豆・円豆) 順氣相運至極突入宜御座候	(麦) 菜種作追々取入候処、突入十分ニ御座候				(麦) 菜種作(野菜之類) 相応此節ニ申候故シ、悪敷相見候	菜種之義ハ右雨天ニ付、ケ生シ悪敷御座候
南新居	(麦) 菜種作(空豆) 順氣宜御座候、相見候ハ宜豊作と相見候	(麦) 菜種作追々取入候、未取実相分不申候、当年御座候様相見候				(麦) 菜種作(円豆・空豆) 潤立美敷御座候	(麦) 菜種(円豆・空豆) 之義余寒ニ相痛候得共追々暖和ニ相成、相心ニ生居申候
	菜種作之儀小生ニハ義候得共而ハ宜相見候ハ只今申候	菜種之義小生ニハ御座候得共取実ハ相宜御座候				(麦) 菜種作(野菜之類) 相立美敷御座候	菜種(空豆・円豆) 之義相心ニ生シ宜相見候旨申出候
西黒田	(麦) 菜種作(空豆) 順氣宜御座候、相見候ハ宜豊作と相見候	(麦) 菜種作追々取入候、未取実相分不申候、当年御座候様相見候				(麦) 菜種作(野菜之類) 相立美敷御座候	(麦) 菜種(円豆・空豆) 之義余寒ニ相痛候得共追々暖和ニ相成、相心ニ生居申候
佐那河内	菜種作之儀小生ニハ義候得共而ハ宜相見候ハ只今申候	菜種之義小生ニハ御座候得共取実ハ相宜御座候				(麦) 菜種作(野菜之類) 相立美敷御座候	菜種(空豆・円豆) 之義相心ニ生シ宜相見候旨申出候
	(麦) 菜種作(空豆) 順氣宜御座候、相見候ハ宜豊作と相見候	(麦) 菜種作追々取入候、未取実相分不申候、当年御座候様相見候				(麦) 菜種作(野菜之類) 相立美敷御座候	(麦) 菜種(円豆・空豆) 之義余寒ニ相痛候得共追々暖和ニ相成、相心ニ生居申候
津 田	(麦) 菜種作(空豆) 順氣宜御座候、相見候ハ宜豊作と相見候	(麦) 菜種作追々取入候、未取実相分不申候、当年御座候様相見候				(麦) 菜種作(野菜之類) 相立美敷御座候	菜種(空豆・円豆) 之義相心ニ生シ宜相見候旨申出候
沖 洲	(麦) 菜種作(空豆) 順氣宜御座候、相見候ハ宜豊作と相見候	(麦) 菜種作追々取入候、未取実相分不申候、当年御座候様相見候				(麦) 菜種作(野菜之類) 相立美敷御座候	(麦) 菜種(円豆・空豆) 之義余寒ニ相痛候得共追々暖和ニ相成、相心ニ生居申候

III 菜種作

	3 月	4 月	7 月 8 月	10 月	12 月	1 月
名 西 郡	(麦)菜種作(空豆)至極実入宜御座候	菜種七八斗毛より尅石四五斗毛も御座候		菜種ニも少々宛仕付仕居申候	菜種作(空豆)生シ宜	(麦)菜種(空豆・円豆)之義, 相応ニ出来仕居申候
飯 尾 郡						
敷 地 郡					菜種作之義生シ宜御座候	
上 浦 郡	(麦)菜種作(空豆)相応ニ宜相見へ申候					(麦)菜種(空豆)之義相応ニ御座候
中 嶋 郡						
東 川 田 郡 学 田 郡 ・ 西 川 田 郡 三 川 田 郡 嶋 田 郡						

III 菜種作

	3 月	4 月	7 月	8 月	10 月	12 月	1 月
板野郡	菜種最初ハ生シ小サク、不出来ニ御座候得共、性合宜敷相応之取実ハ可有御座方と存居申候	菜種之儀も小成立候処、中分之姿ニ御座候			菜種植付之義追々地拵仕植付居申候	菜種(空豆)之儀ハ生シ小サキ場所も御座候	順氣ニ而(麦)菜種(空豆・円豆)共相応生シ立、此節専手入仕居申候、尤余塞強其上毎々雨天御座候故、所ニ寄候而ハ右品々少々相痛申候
阿波郡	(空豆・円豆)菜種之儀も一鉢小出来ニ候得共、出来目宜敷相応之取実ハ可有御座と存居申由	菜種之儀ハ此節小成立候処、反ニ付押平シ尙石式斗も御座候			菜種植付之義追地拵仕植付居申候	(麦・空豆・円豆)菜種杯相応生シ立専手入肥仕居申候	(麦・空豆・円豆)菜種ハ相応生シ立専手入仕居申候
美馬郡	(空豆・円豆)菜種之儀ハ右同断之運ニ而出来目宜敷御座候由	菜種之儀小成立候所八步通程之取実ニ御座候由			菜種追々地拵仕植付居申候	(麦・空豆・円豆)菜種杯山里共相応生シ立専手入肥仕居申候	(麦)菜種(空豆・円豆)山里共相応生シ立専手入仕居申候
三好郡	(空豆・円豆)菜種之儀も右同断出来目宜敷成居申候	菜種(空豆・円豆)之儀も右同断(麦取穫のこと)実入宜敷故三步も例年より余慶御座候			菜種之義地拵仕追々植付居申候	(麦・空豆・円豆)菜種杯山里共相応生シ立、専手入肥仕居申候	(麦・空豆・円豆)菜種山里とも相応生し候、専手入仕居申候

III 菜種作

	3月	4月	7月	8月	10月	12月	1月
勝浦郡	菜種作之儀ハ例年より実入も無数様相見へ、先中分之作方ニ御座候趣申出候	菜種之義是又相応ニ宜旨申出候			菜種之義植付相済候村も有之、未相残り候村方も御座候趣申出候、天氣廻り宜手入杯相運取候趣	菜種之儀も生シ宜御座候旨	菜種之儀、麥同断相痛候旨、申出候
那賀郡	菜種相応ニ実入宜御座候旨	菜種之義も相応ニ取実御座候旨申出候			菜種之儀も此節植付居申候所、生宜趣ニ御座候	菜種之儀も相応ニ生宜御座候得共、麥同断手入杯行届不申	菜種之儀茂同断(麦作をさす)ニ相痛候由
海部郡	菜種之儀も少々相痛候由、然共此節ハ追々天氣宜候得ハ、毛柄行直り可申旨申出候	菜種之義も右同断(麦作)之由申出候			菜種之儀も此節植付仕居申由		菜種雜子類迄も相痛候旨申出候

第3表 IV 藍 作

月別 郡別	3 月	4 月	7 月	8 月	10月12月	1 月
佐古	藍苗之義生立宜, 此節專植付仕居申候					
中村						
南新居	藍苗植付潤御座候ニ付, 生宜相見へ申候	藍作潤宜御座候ニ付生シ見事ニ相見へ申候				
北新居						
西黒田	藍苗生宜御座候, 此節專植付仕申候	藍作時々潤仕候ニ付生シ宜相見へ申候旨申出候				
佐那河内						
津田			藁・麻・藍・木綿, 平シ七歩通ニ宜出来仕候旨申出候	藍・藁・麻之類, 宜出来仕候得共, 直段・下直ニ御座候, 藁・麻之義ハ今以買人も相付不申趣		
沖洲						

IV 藍 作

	3 月	4 月	7 月	8 月	10月	12月	1 月
名 西ヶ村組 郡	藍苗此節専植付仕, 潤御座候而有付も至 極宜御座候	藍作之儀虫氣も無御 座至極生シ宜御座候	藍作仕候分ハ藍大出 来ニ而右跡作物之義 ハ不生ニ御座候				藍苗此節追々時 付居申候旨申出 候
飯 尾 敷 地 麻	藍苗追々植付申候	藍作潤続宜御座候ニ 付, 生シ宜御座候					
上 浦 中 嶋	藍苗此節追々植付申 候	藍作宜生シ居申候					藍苗之儀此節追 々時付ケ居申候
東川田・西川嶋田 郡	藍苗此節迄ニ植付相 済相応ニ相生居申候 尤山分ハ此節より追 々植付申義ニ御座候	藍植付之義雨続宜, 至極之有付ニ而只今 之運ニ候得ハ豊作之 基と奉存候					
		藍追々生宜御座候					

IV 藍 作

	3 月	4 月	7 月	8 月	10月	12月	1 月
板野郡	最早藍苗之儀ハ植付居申候由	雨統宜敷藍作追々生シ方宜敷, 此節專肥シ手入最中ニ御座候	藍値段之儀も相応ニ御座候由	玉師共藍寝床へ端々水入損失御座候由			藍苗を始諸苗物此節蒔付申分ハ専地存仕, 蒔付居申候
阿波郡	(稻) 藍苗ヲ始諸苗物・雑子類ニ至迄相応出来仕, 最早藍苗之儀ハ追々植付居申由	藍園之儀ハ生シ立宜敷百姓共相楽居申由					藍苗を始諸苗物追々蒔付居申候
美馬郡	(稻) 藍苗ヲ始諸苗物・雑子類之儀も先ハ相応, 里分藍苗之儀ハ植付申由	順氣ニ而(稻植付)藍作杯宜敷百姓共相楽居申候					
三好郡	(稻) 藍苗ヲ始諸苗物并雑子類迄も相応生シ立居申由						

育状況を時系列と地域性を同時に見得るように試みたものである。史料の文言をそのまま引用することにつとめたので、かえって読み取り難くした恐れもあるが、史料紹介の意も含めて敢えて原文のままに引用することとしたのである。

表示について二、三形式的な点にかんして説明を加えておこう。農作物によっては記述のない月がある。その月は空白のままにしておいた。そして、名東・麻植の2郡では郡を更に村組毎に記述しているので、村組毎に生育状況を示したが、ときには2村組ないし3村組をまとめて述べている月がある。その場合は、} を用いて区別しておいた。

また稲作・麦作・菜種作・藍作の4種にわけて、それぞれを表示したのであるが、史料原文の記述では必ずしも明確に分れていない場合がある。第2節に引用した名東郡佐古・中村村組の事例のごとく、また第3表の菜種や、藍の引用の部分に「(麦) 菜種作 (野菜之類)」や、「(稲) 藍苗ヲ云云」と示した如く、2種以上の農作物が併記されていることが多い。併記されている時、稲作と麦作の表示では併記されているものを省略した。菜種作と藍作の場合には、併記されているものに括弧を付してあげることとした。したがって、麦作と菜種作とが併記されてその生育状況を述べているような場合、記述の引用は麦作と菜種作の表示の何れにも行なわれ、二重の引用となる。しかし重出の引用であることは菜種作と藍作の表示の際の引用文言に括弧を付した農作物種類があることによって区別し得るから、二重の引用は大過とはならないだろう。むしろ作物毎に一貫してその生育状況をみる便宜を供しようとしたものと解していただきたい。

さらに蛇足ながら、表示の月日は原史料のままに陰暦で示しているから、現在の季節感とは一致しないことを断っておきたい。

さて、第3表に表示した稲作・麦作・菜種作・藍作の4農作物を中心に、その生育状況から、農作物種類により、また地域によって特有な事情を指摘し、さらに農業全般におよぶ問題点を引き出すことにつとめたい。

I 稲 作

稲作は種粃の苗代田への播種・代掻きした水田への移植・草取・施肥・収穫・脱穀といった一連の農作業を必要としている。播種・移植について10郡の状況をみると、いわゆる北方7郡は3月にほぼ苗代田への播種が終って順調な生育を遂げ、4月に移植がほぼ完了している。これに対し、南方3郡では3月に本田への移植を行っており、北方7郡より1ヶ月許り早い様である。しかし4月に入っても、那賀郡の記述に「麦刈跡、稲植付」とあるように、麦作との輪作が行なわれる場合には、北方7郡の移植の時期と同じに行なわれる。そして、3月移植の分については「早植之分、草手肥杯ニ相懸り居申」（勝浦郡4月）とあるように、4月に草取や施肥が行なわれている。以上の稲作における播種・植付の記述には、稲の品種があげられておらず、また播種前の浸種の有無とか、施肥の内容とか、反当り播種量とかいった技術的な記述が皆無であることはこの史料の大きな欠陥となっている。^D

7月8月は台風の季節であり、稲作は相当の被害をうけている。7月21日22日の風雨の被害をうけているのは、名東郡のうち、佐古・中村・南新居・北新居・西黒田・佐那河内の各村組であり、津田・沖洲の両村組は「格別相痛候義ハ無御座候」とある。名西郡・麻植郡の両郡もたいした被害をうけていない。

板野郡・阿波郡・美馬郡・三好郡の4郡では稲の種類によって開花期が異なるため、被害のうけ方が異なっている。すなわち、板野・阿波・美馬3郡では晩稲が被害をうけ、三好郡では早稲が被害をうけている。

勝浦・那賀・海部の南方3郡は北方7郡の場合とやや異なった記述をもっている。7月21・22日の風雨の被害は海部郡下灘組を除いて多少の影響をうけたと述べている点は同じであるが、その際、早稲・中稲・晩稲の種類毎にその被害のうけ方を評価している点で、名東・名西・麻植3郡と異なり、板野・阿波・美馬・三好4郡より少しく詳しくなっているのである。

加えて虫損についての言及があり、その対策として「油杯手当仕」(海部郡7月) ったとしている。虫害に対して、鯨油など油類を用いて駆逐することは西日本では徳川中期から行なわれている²⁾。

8月は収穫の時期であるが、8月28日29日の風雨出水による被害が各地に起っている。すなわち、名東郡中村組・北新居組・津田組・沖洲組、麻植郡飯尾組・敷地組、板野郡、三好郡、那賀郡などはそれを明記し、そうでない地域でも8月中旬からの雨天続きなどに言及して、収穫の不良を訴えている。ではどれ程の収穫をあげているのだろうか。

反当り収量をあげているのはわずかに海部郡のみで、「壹反ニ付、壹石四五斗程」としている。この反当り収量は粳のままではなく、「摺小成仕候」つまり脱穀した玄米の量を示していることに注意しておきたい。この反当り壹石四五斗という収穫量は海部郡にとって、平年より「壹歩通、又ハ式三步之痛」(海部郡7月) に相当するものようである。仮に式歩の痛みとすれば平年作は反当り1石8斗前後となる。

他の地域の収穫状況は次の通りである。

名東郡佐古組は「極凶年」であり、中村組は「余程相痛ミ申候」とある。南新居組は「殊之外相痛申候」とあり、北新居組はやや詳しく、「早稲…取実無数」, 「中稲・晩稲……大痛ニ相成候」と述べている。「無数」は大量の意ではなく、「数無し」と読み、極く少量の意に解すべきであろう。西黒田組は「中稲……痛強」とあり、佐那河内組は「摺小成仕候得共、折碎ニ罷成、正米無数御座候」と述べている。津田・沖洲両組も「晩稲相痛申候」としている。この様に名東郡の各村組は一様に出来の悪い事を述べているが、平年作との比較はしていない。

名西郡は「不作之方と相見へ申候」とあるが、その程度を明らかにしていない。

麻植郡では飯尾・敷地両組について、10月にも記述があり、「稲作取実平シ五歩通と相見へ申候」とあって、平年作の半分しか収穫がなかったと

している。上浦・中嶋両組の場合は7月8月10月の3回とも記述がない。学・三ッ嶋・東川田・西川田四組は「四五歩通の損亡」だとしており、飯尾・敷地両組と同じである。かくして、麻植郡全体においても平年作の半分が寛政7年度の稲作収穫量と思われる。

板野郡は「三四歩通も取実違可申」という予測をたてている。7月の風水害の損亡よりも、また一段と悪化していることになる。

阿波郡は「稲取実も無少御座候」とあって、板野郡と同様の状況である。

美馬郡は「晩稲、大ニ相痛申候」とあるものの、早稲は「相応の取実ハ御座候」としている。早稲については北方7郡に共通の事情で、大不作とは云い難い様である。しかし植付面積からいえば「大方晩毛ニ而、早稲ハ無少御座候得ハ壺統迷惑仕由」（阿波郡8月）とあるように稲作の中心をなす中稲・晩稲が凶作なのである。

三好郡も同様であって、「晩稲取実無少御座候」とのべている。

南方3郡のうち、勝浦郡は「刈入・摺小成仕候処、取実無数不作」だとしており、那賀郡は「取実無数、其上碎米ニ相成、大綱三步通之痛と相見へ候」とのべている。海部郡はまえに述べた如く、反当り1石4,5斗の収穫量をあげているのである。

要するに、寛政7年度の稲作は一般に不作であって、損失は海部郡の2,3歩から、麻植郡の5歩に至るまで、郡によって、その損失の程度が異なっているのである。そうじていえば「阿淡年表秘録」寛政7年の項で、「御国風雨出水等ニテ御地高拾三万千六百九石余御損亡」と特記される程、この年の風水害の被害が大きかったようである³⁾。第3表にはあげなかったが、「申上書」にも7月21日22日の風水害の状況を詳細に述べている郡もある⁴⁾のである。

そうした被害にもかかわらず、海部郡の稲作反当収量が1石4,5斗であるといわれ、推定平年作の反当収量が1石8斗前後という数値を示すすれば、問題はこの数値のもつ意味を確定する事にあるといえよう。

第4表

明治10年米作反当収量

郡名	反当収量
名東	石 1.394
名西	0.624
麻植	0.824
板野	1.198
阿波	0.754
美馬	0.532
三好	0.762
勝浦	1.170
那賀	1.085
海部	0.691
平均	0.904

明治10年の農産表から、阿波10郡の米の反当収量を計算したものを第4表に示してみた。⁵⁾全10郡の平均は反当り9斗4合であり、郡別にみると、最高は名東郡の1石3斗9升4合、最低は美馬郡の5斗3升2合であって、海部郡は最低から数えて3番目の6斗9升1合である。これは寛政7年度の反当収量の約半分にも当たらない数値である。

また故戸谷敏之氏がその阿波型農業経営の研究に利用された安政5年の農家収支決算においては、名東郡早淵村での米作の反当収量を1石6斗で計算している。⁶⁾明治10年の名東郡米作反当収量は1石3斗9升4合で、これも江戸末期の方がやや上廻る数値となる。寛政期における名東郡の反当収量は明示されていないが、海部

郡のそれより上廻ることはあっても下廻るとは考えられない。加えて幕末安政期の1石6斗という数値は農家経営の困難さを立証せんとするものであって、実際収穫量よりも低目におかれているとみてよいだろう。⁷⁾寛政期の数値もまた村々からの報告にもとづく調査であり、かつ例年より不作の年という条件も重なって、低目におかれていることは明らかである。

かくて、われわれは寛政7(1795)年・安政5(1858)年・明治10(1877)年の3期における米作反当収量の数値を比較する時、低目に見積られている筈の江戸期の数値が、明治10年のそれよりはるかに高いという奇現象を見出したのである。しかし安政5年の数値は収支計算のためにヨリ低目に押えられた収穫量であり、明治10年の数値は、地租改正の開始時の統計であり、しかも当時各地に地租改正反対一揆が頻発している状況を考えれば、⁸⁾寛政度の収穫量は安政・明治期の数値よりはるかに信頼度の高いものと見

て差支えないであろう。いいかえれば、寛政度の収穫量の高さは奇現象なのではなく、ヨリ事実を素直に反映した数値として評価し得るものなのである。

II 麦 作

麦作は10月の蒔付に始まり、翌年4月の収穫に終る裏作農業であって、曆の上では2年度にわたる。したがってわれわれが利用する「村浦之様子申上書」では寛政6年10月に蒔付けられた麦作の後半と、寛政7年10月に蒔付けられ翌年にかけて成熟する過程の前半とをみることになる。ここではそうした史料の順序に従わないで、蒔付から収穫に至る一連の作業の順序でみることにしよう。

麦の蒔付はほぼ10月中旬に完了し、所によっては追肥がなされている（板野郡・勝浦郡・那賀郡・海部郡）。12月は順調に生育を続け、また手入や施肥が行なわれている（板野郡・阿波郡・美馬郡・三好郡・勝浦郡・那賀郡・海部郡）。天候不順をのべているのは名東郡南新居組と、板野郡・那賀郡である。

1月に入ると、雨天や余寒による被害が各郡から申告されている。しかしたとえば名東郡佐那河内組が「余寒ニ而、少々枯葉ニ相成候得共、害成申間敷候、追々行直り可申哉と奉存候」とのべたり、三好郡が「此節之運ニ而ハ強而害成儀とも相見不申候」とのべているように北方7郡ではたいした実害にはなっていない様である。これにたいし南方の3郡は実害を強調している。勝浦郡は「麦葉枯仕、相痛候土地も相見へ候」といい、那賀郡は「余寒強相痛候…雨天繁手入杯相後レ候向ハ惣体之儀と相見へ申候」とのべ、海部郡は「余寒ニ而余程相痛」としているのである。ただし那賀郡は「尤所ニより候而ハ余寒ニ而押へ候故、却而生宜敷候様ニ相見申組村も御座候由」と但書をつけて、麦の伸び過ぎを押えた効果を認める場合もある。

以上の様に寛政7年10月蒔付の麦の生育状況は順調に運んでいった様で

ある。

収穫時の麦作の状況については寛政6年10月蒔付の分の様相を知ることができる。3月の蒔入直前の生育状況をみると、「豊作」とか「至極実入宜」とかの最上級の表現を用いているのは、名東郡佐古中村組・南北両新居組・西黒田組、名西郡、板野郡、阿波郡、美馬郡である。

「随分宜」とか「上作」とか「相応ニ宜」とか「十分之出来」とかの表現を用いているのは、名東郡佐那河内組、麻植郡飯尾組・敷地組・上浦組・学・三ッ嶋・東川田・西川田組、三好郡、勝浦郡である。

普通より悪かったのは名東郡津田・沖洲組が「端々相倒申候故、実入減可申旨」といい、また豊作の美馬郡のうちで祖谷山のみが「麦小さく不出来に御座候」とある。勝浦郡も一応「相応ニ生宜」としながら、「毛柄小サク御座候」と述べ、また「村方ニ寄り候而ハ毛柄実入も宜御座候処、度々之雨天ニ少々ハ相痛ミ候様相見申」とのべている。そして、「行直り居申由」と付加えてはいるが、海部郡も那賀郡と同じく、「辻押平シ壺式歩通程之痛と相見申」とある。

以上の如く、北方7郡は1, 2の例外の村組を除いて、おおむね、豊作かそれに近い評価を与えられ、これに反して、麦作のウェイトの高い南方3郡は平年より下廻る収穫を予想しているのである。

4月に入ると蒔入・小成が行なわれ、収穫量が明らかになる。つぎに各郡毎にその状況をみよう。

豊作と予想されていた名東郡佐古組は「反ニ付、式石五六斗より壺石五六斗迄ニ而、押平式石式斗ニ相平シ申候」とある。中村組も同様に「上毛式石五斗より三斗位、同中毛式石式斗より壺石九斗位、同下毛壺石八斗より壺石五斗位」である。

南新居・北新居両組は「実入十分ニ御座候」とするだけで、収穫量はのべていない。これは西黒田組・佐那河内組も同様であるが、「当年義ハ例年より取実余計ニ御座候様相見へ申」すとして、豊作であることを示して

いる。

「実入減可申」とみていた津田・沖洲両組浦は「反ニ付上毛弍石八斗程，同中毛弍石四斗程，同下毛壹石八斗程，押平シ弍石三斗三升毛程」とかえって他の名東郡の村々を上廻る数値を出している。

名西郡は「弍石毛位より，所ニより三石毛，適ニハ四石毛も御座候」とずばぬけてよい。

麻植郡では飯尾・敷地両村組が「近年相覚不申上作」とのべているが，上浦組は「反ニ付平シ壹石八斗程」とあって，名東・名西両郡をだいぶ下廻る数字を示している。中嶋組は蒔入れが他より遅れているが，「至極豊作」とのべている。学・三ッ嶋・東川田・西川田組は麻植郡のなかではかなり控え目な評価で，平地は「相応出来」であり，山地は「六歩作」としているから，他とくらべても不作といえよう。

板野郡は「反ニ付壹石五斗・弍石・三石も御座候……豊作ニ御座候」とある。

阿波郡は「豊作」という評価のみである。

美馬郡も同じく小成が済んでいないので収穫量は不明であり，かつ不出来であった祖谷・一字両山も蒔入れが遅れている。

三好郡も収穫量をはっきり示していないが，「例年より三四割程も取実余慶」だとしている。

勝浦郡は「近年之麦豊作」と評価するが，収穫量は明示していない。

那賀郡も小成が済んでいないため，数量的には不明である。

海部郡だけが「実入無数，押平シ弍歩通り程之毛損と相見申」と述べ，麻植郡の学・三ッ嶋・東川田・西川田組とならんで不作損毛を申立てている。

かように寛政7年の麦作は1・2の例外を除いて全般的には非常な豊作となっている。さきに米作が不作であり，藩の記録でも損亡の年とされていることをみたが，麦作はむしろ豊作なのである。この収穫量をさきに米

第5表

明治10年麦作反当収量

郡名	反当収量
名東	石 1.043
名西	1.463
麻植	0.719
板野	0.912
阿波	0.578
美馬	0.628
三好	0.738
勝浦	0.750
那賀	0.659
海部	0.366
平均	0.786

作について比較した安政5年と明治10年の数値と再び較べてみよう。

安政5年の収支計算例における計算の基準となった名東郡の麦作反当収量は反当1石3斗とされている。

明治10年の農産表における各郡の麦作反当収量は第5表に示した。名西郡の1石4斗6升3合が最も高く、海部郡の3斗6升6合が最も低い。10郡平均は7斗8升6合である。そして反当収量の高さでみると名西・名東・板野の順になる。これを寛政7年の麦作反当収量が明示されている郡と比較すると、名西郡の2石から最高4石に至る収穫量、名東郡の1石5斗から2石8斗に至る収穫量、板野郡の1石5斗から3石に至る収穫量の順序にほぼ同じである。ただ

し収穫量そのもので比較すれば、寛政期の方がはるかに高い数値を示しているのである。豊作のため、平年より5割増しとか、2割増しとかになっていることを考慮に入れてもなお高く、かつ、安政5年の基準反当収量より高いのはいうまでもない。

さきに米作の場合にのべた如く、この麦作反当収量についての信頼度が高いものとすれば、戸谷氏の出された阿波型農業経営のイメージは少しく異なったものになってこなければならない。

Ⅲ 菜種作

従来指摘されていた阿波農業での藍作の商品作物的意義にくらべて、菜種作は閑却視されていたように思われる。菜種作は麦作と同じく冬期作物として耕地の年間輪作を可能ならしめる農作物である。菜種は10月または11月に蒔付けられ、4月に収穫されている。そしてほぼ麦作と同様の手入

や施肥が行われているのである。

寛政6年度蒔付の菜種作の収穫状況をみることにする。菜種作について、その反当収量をあげているのは名東郡・名西郡・阿波郡の3郡である。麻植郡は記述を欠き、美馬郡と海部郡は例年の「八歩通」の出来とのべ、やや不作と思われる。板野郡は「中分之姿」といい、三好郡は「例年よりハ余慶」と評価する。勝浦郡と那賀郡は「相応ニ取実」とあるから平年作であろうか。郡によって出来工合に差異が現われている。

では具体的に反当収量を示す郡の状況はどうか。

名東郡佐古組は「押平シ壺石四五斗ニ相平」とあり、中村組は「上毛壺石三斗位、中毛壺石位、下毛七斗位」となっている。佐古組に較べ、中村組の方がやや低目である。津田・沖洲組は「壺石弐斗毛」とあるから中村組より少し上廻っている。

名西郡は「七八斗より壺石四五斗毛」とあるので、津田・沖洲組とほぼ同じ位の平均になるだろう。

阿波郡も「反ニ付押平シ壺石二斗」としている。

この3郡の数値のうち、名東郡佐古組の平均1石4、5斗は豊作の場合であり、他の平均1石1、2斗がほぼ平年作とみてよいだろう。この反当収量を他と比較する必要があるが、明治10年の農産表には作付反別がでていないので、反当収量を算出することができない。そこで阿波菜種作の反当収量を同時期に菜種作地帯として有名な西摂地方のそれとくらべてみよう。すなわち寛政9年の摂津国武庫郡川面村の菜種反当収量は8斗1升4合、同国同郡神尾村は7斗となっている⁹⁾。しかも西摂地方では寛政期を頂点として反当収量も、作付面積も低下の傾向をもつとされている¹⁰⁾。

菜種作地帯として特徴づけられている西摂地方とくらべて、これまで取上げられることのなかった阿波地方に属する地域の方が反当収量で5割方も高いというこの一見奇妙な現象を、われわれはどの様に理解したらよいのであろうか。われわれがいま考察している史料からは菜種の作付面積や、

農業経営における菜種作の比重，あるいは菜種の流通等をまったく窺うことも出来ないが，この「村浦之様子申上書」における菜種作記述の比重からみて，決して無視してよい様な作付状況であったとは思えない。この点は同じ商品作物としての藍作との関係において，考察されてしかるべき問題であるが，ここでは深く立入ることをしない。

IV 藍 作

麦作・菜種作が裏作であるのに対し，稲作と藍作は表作である。藍の農事暦は1月の藍作に始まるが，「村浦之様子申上書」の記述は稲・麦・菜種にくらべて甚だ簡略である。藍作が阿波随一の商品作物であるにもかかわらず，その記述が簡略なのは北方7郡のみの作物であるためであろうか。

名東郡の各村組をみると3月の苗床から本畑への移植については佐古・中村・南新居・北新居・西黒田の各村組に記述があり，4月に生育が「見事」であるという南北新居・西黒田組についての記述があつて後，これらの村組の状況は書かれていない。そして7・8月は津田・沖洲両組について，「平シ七歩」とか，「直段下直」であるといった記述が突然に現われるにすぎない。

名西郡はやや詳しいが，それでも7月の「藍作仕候分ハ藍大出来ニ而，右跡作物之義ハ不生ニ御座候」とあるのが目立つだけである。

麻植郡は名東郡と同じ簡単な記述でしかない。

板野郡の場合が北方7郡中，もっとも詳しいが，それでも7月の「藍値段之儀も相応ニ御座候由」とか，8月の「玉師共藍寝床へ端々ニ水入損失御座候」といった記述がめだつ位である。

阿波郡・美馬郡においては4月に藍の出来がよいので「百姓共相楽居申」とだけで麻植郡と同じ扱いをうけている。

三好郡にあっては藍作が行なわれていることしか判らない。

以上が藍作に関する申上書の概略であつて，反当収穫量はもちろん，作柄もほとんど明らかでない。藍作に関しては故意に記述をさけているので

はないかとさえ思われる位である。

V 木屋平・祖谷・一字山の困窮

「立毛生熟并村浦之様子申上書」から、主要農産物として稲作・麦作・菜種作・藍作の4つをえらんでその生育状況をみてきたのであるが、それらはおおむねふつうの里分・山分の村々の農業事情であった。阿波国には剣山につらなる険阻な山奥に位置する山村がある。すなわち木屋平・一字・祖谷の山村である。この三つの山村については「申上書」でも特に別記しているので、「申上書」に見える限りで、これら三ヶ村の農業事情を見てみよう。

麻植郡木屋平村組については寛政8年1月の分に特記されている。それまでは麦作について4月に「尤山分之儀ハ六歩作」とか、12月に「山里共相応ニ」とかあり、藍作については3月に「尤山分ハ此節より迫々植付申」とかの記述がみられ、木屋平村もこの山分に含まれていたと思われる。それが1月に入って項を改めて書かれている。

一同郡木屋平村組 去秋諸立毛殊之外不出来ニ御座候ニ付、当春飯料旁迷惑之者モ多御座候様相聞へ申候、遠山之義ニ而人家近辺共例年雪相積、寒強御座候得共、九月より霜月迄ニ麦作付仕候、極月より此節迄、雪無数御座候得共、麦作之儀得と無御座、其上虫付居申土地も御座候様、相聞へ申候旨申出候

諸立毛、とくに麦作の不良をうつつたえ、食料難に見舞われていると窮状をのべているのである。

祖谷山は三好郡に属するが、「申上書」では3月分から1月分に至るまで、美馬郡の記述のなかにつづけて記されており、4月以降は美馬郡一字山とともに「祖谷・一字両山之儀」と併記されている。第4表に併記すべきであったが、特殊な山村なので、省略し、ここで改めてみることにする。寛政7年3月分はつぎの通りである。

……尤祖谷山之儀ハ深山ニ御座候得ハ、里分とハ違、名ニ寄、日照不

宜場所ハ去冬より春ニ至リ候而も雪深ク相残居申候故，麦小サク不出
来ニ御座候由

4月分

……祖谷・一字両山之儀も先ハ里分ニ相変儀無御座，諸立毛相応出来
仕居申候得共，深山ニ而寒候土地ゆへ出来少々遅ク，此節專取入居申
候

7月分

……祖谷・一字両山之儀モ，先ハ里分ニ相替候儀も無御座，頃日之風
雨ニも格別相痛候儀も無御座，相応ニ諸立毛相生シ居申由

8月分

……且祖谷・一字両山之儀ハ先格別之大痛ニモ無御座由

10月分

……且祖谷・一字両山之儀も先ハ里分ニ別而相変候儀無御座候，深山
之儀ニ御座候得ハ，当秋出来不宜御座候故，最早小百姓共迷惑仕，葛
・蕨之根ヲ此節より掘申者も御座候由

12月分

……且祖谷・一字両山之儀も先ハ里分同断ニ御座候得共，何分深山ニ
而土地悪敷場所ニ御座候得ハ，名ニ寄候而ハ，諸立毛出来悪敷，祖谷
山方角ハ甚困窮仕，葛・蕨之根ヲ掘始申者数人御座候，右之躰ニ御座
候得ハ諸上納物ニ壺統迷惑仕候，里分迎茂銀詰リ候得ハ，迷惑仕候由
ニ御座候

1月分

……且祖谷・一字両山之儀も立毛生シ立，先ハ里近之山同断之運ニ御
座候得共，取分ケ深山ニ而土地悪敷場所ニ候得ハ，名ニ寄候而ハ諸立
毛出来悪敷御座候間，祖谷山之儀ハ葛・蕨之根ヲ掘，給申者数人御座
候由

簡単な記述であるが，各期で里分とあまり変らないとのべつつ，しだい

に不作のために食料難におちいり、葛・蕨の根で飢をしのいでいる有様が浮び上がってくる。木屋平・祖谷・一字の三ヶ村は此の年の稲作不良の影響をもっとも深刻にうけているのである。

ところで12月分の記述に「里分逆茂銀詰り候得ハ、迷惑仕候由」とある。困窮の原因に「銀詰り」をあげているこの表現は他の郡でかなり見られる。項を改めて見ることにしよう。

VI 「銀詰り」困窮と「飢」困窮

美馬郡の里方が12月に入って銀詰りのため困窮していると申上書が述べているのはどのような事態を内容としているのであろうか。「銀詰り」についてのべているのは寛政8年1月の名東郡南新居組，同郡津田・沖須両浦組，寛政7年12月の板野郡，阿波郡，美馬郡，三好郡の各郡であり，また勝浦・那賀両郡は8年1月に「米麦高直」についてのべている。名東郡のほかは美馬郡里方の記述とほぼ同様で簡単に「銀詰りニ而諸上納物ニ迷惑仕候」とのべるだけであるが，阿波10郡のほとんどが年度の終りに共通して，困窮をうたえていることになる。

名東郡南新居村組は困窮の事情をつぎのように述べている。

……近年金銀不融通ニ御座候ハ、諸国壺統銀詰り故、藍師共懸方不約り御座候ニ付、百姓共困窮之基と奉存候、不世中打続、御年貢上納皆済不仕人氣不安堵之様ニ奉存候旨、申出候、

また津田・沖洲両組ではつぎのようである。

……地盤不作打続、別而去秋米不作仕、諸国逆も米穀高値、綿不作ニ付而ハ、藍玉売崎不捌之趣相究申候、尤右組浦之義ハ御山下村浦ニ而、半数ハ作人、半数ハ市中取組候船頭・諸商人・諸稼人ニ而御座候処、市中相應商之家諸請銀・諸払杯、豊凶ニ不拘、金銀取遣ハ次第ニ不実ニ相運候様と相見へ、近郷も右ニ准、不勝手之者ハ一入相詰り申様ニ奉存候旨、申出候、

諸国一統の銀詰りが阿波国における「金銀不融通」につながっており、

経済の沈滞とくに藍玉の売行不振が不景気を招いているようである。そして寛政7年稲作の不良が米価の高騰となり，加えて綿作の不振が藍玉の売行不振と直接に関係し，その事が阿波国全体に，なかでも藍作に依存することの大きい北方7郡に悪影響を及ぼしているのである。さきに申上書における藍作への関心が表面的にはかなり低い様子を見たのであるが，内実は上にあげた如く，北方7郡の経済を左右する重要な経済的因子となっているのである。

こうした北方7郡に対する「銀詰り」というかたちでの経済的な影響も，貢租作物生産地帯である南方3郡に対しては，別のかたちで現われてくる。すなわち，勝浦・那賀両郡において，「米麦高値其上昨年立毛不熟」は直接に生存をおびやかす「飢」となるのである。

……及飢，百姓共御挨拶方之品願出候ニ付，郡御代官申談，為見分手代共壺人宛出郷仕セ相改候上，先ツ御手当米，被下置候，

御手当米を下された村々は勝浦郡の星谷村・傍示村・福原村・檜原村・野尻村・野口村・黄檗村・坂本村・福川村・宮井村・与河内村・八多村・日浦村の計13ヶ村と，那賀郡の仁三郎村・牛幡村・東院村・出羽村・木頭名村・懸磐村の計6ヶ村（のちに三郷村が追加となる）とである。

農業不振に対して北方7郡と南方3郡（含木屋平・祖谷・一字三ヶ村）の「銀詰り」と「飢」という二つの対応の仕方はまさにさきにのべた北方7郡と南方3郡の経済構造の差異，つまり商品的農産物への依存度と，貢租農産物中心という夫々の特質から発したものであるということができよう。

- 1) 古島敏雄著日本農業技術史（下） 時潮社 昭和24 第6章3節 近世後期における水田耕作参照
- 2) 前掲古島著 65頁
- 3) 「阿淡年表秘録」540頁 徳島県史料第1巻 昭和39年
- 4) 勝浦・那賀・海部三郡七月分申上書は農業・漁業に関する記述に続けて，とくに風水害の状況を述べている。一部分を引用しておこう。

一先月（7月）廿一日廿二日風雨之儀，昼之内ハ格別雨強ク無御座処，夜分へ

相懸り候而ハ大雨ニ罷成申候，風之儀，初ハ東風ニ而御座候所，八ッ半時ヲ丑寅之風ニ罷成，別而風雨強ク御座候而，廿二日朝六半時過ニ至リ雨静ニ相成申候，南方筋堤為御手当，廿一日夜分手代共出郷申付候所，御番川大水ニ而堤切有之，道筋一円押流通路相調不申，翌廿二日昼時ヲ水干落出郷仕候所，勝浦川筋之義も余程之出水ニ而，川北村々所々相痛申候，尤川南之方格別出水大痛ハ無御座趣ニ相聞申候

一宮井村野上車と申所，大手堤三拾間斗破損，田地式町程砂入，内七反程厚破入相成申候，同村之内中宮井傍示八多川筋堤八間斗，同北傍示堤式拾間斗破損，又ハ上切杯仕，同村内野上口堤切口ニ住居仕候百姓庄作六拾式三歳・悴庄太郎式拾四五歳兩人相暮家督田地毫畝六歩程御座候上ニ建家仕居申候，堤切ニ付家床堀流，家之儀も流失仕，家財之内斧一ツ，投網壺帖，近辺田屋ニ相残，其余流失仕，扣屋敷地之義も堀地盤困窮人之上，無家督相成候由，相聞申ニ付，当時御手当之儀申出御座候

（以下16件の記述は省略する）

- 5) 明治十年農産表，日本農業発達史第10卷所収 昭和32
- 6) 前掲戸谷著 第6章旧藩時代に於ける阿波の農業経営
- 7) 拙稿「幕末期南武農村における農家経営の収支計算例」 桃山学院大学経済学論集3の1
- 8) 青木虹二稿「明治10年代の農民騒擾」 社会経済史学30の2
- 9) 八木哲浩著「近世の商品流通」75頁 塙書房 昭和37 また「西宮市史」第2巻188頁・193頁 昭和35年
- 10) 新保博著「近世農村の史的考察」74頁 昭和38年
- 11) 栽培については，後藤捷一稿「阿波藍」日本産業史大系7 中国四国地方篇 東大出版会 昭和35年詳しい。

5 水産物収穫状況

われわれが利用してきた「立毛生熟并村浦之様子申上書」は農業生産に関する記述だけではなく，「浦」における海産物の収穫についてもある程度の状況をしらせてくれる。阿波10郡のうち，名東・板野・勝浦・那賀・海部の5郡は海に面しており，海付の浦々では漁業が行なわれている。また板野郡撫養では製塩が盛んである。明治10年における食塩産出が総生産物価額の7.4%を占め，海産物価額が5.0%を占めていることは既に見た

所であって、水産物が総生産物中で占める比重はかなり高いのである。しかし史料の記述の内容からいって、ごく表面的な事柄しか知ることが出来ない。

I 製 塩

明治10年農産表において、製塩は名東・板野・那賀の3郡で行なわれ、製塩総額に占めるそれぞれの比重は3.6%・37.8%・58.6%であった。しかし「申上書」には名東郡と板野郡の製塩については何らふれることがなく、板野郡撫養表の製塩しか述べておらない。ちなみに寛政元年に、名東郡南斎浜の塩田面積59町2段・産塩高114,270俵、板野郡撫養表の塩田面積297町8段6畝・産塩高1,321,694俵、那賀郡答島浜の塩田面積76町9段8畝・産塩高343,734俵といわれている¹⁾。明治10年農産表の3郡の比重とは異なり、産塩高合計に対し、名東郡6.4%、板野郡74.3%、那賀郡19.3%であって、板野郡と那賀郡の比重が逆転している。

さて寛政7年度における板野郡撫養表の生産状況を「申上書」はつぎのようにしるしている。

3月分

塩浜持之儀、式浜又ハ村ニ寄、三浜ならてハ、得相持不申、塩直段之儀も壹匁四分五厘位ニ而、塩薪之儀ハ少々ハ引下ケ候得共、とかく右之通持無数、困窮之浜人共迷惑仕居申由、

4月分

塩浜持之儀、三浜又ハ村ニ寄、四浜も相持、塩直段之儀も壹匁四分、五分位ニ御座候而少々直段引上申儀ニ御座候得共、持右之通無数迷惑仕由、申候、

7月分

塩浜持之儀、押而五浜・六浜より九浜も相持申候、尤村ニ寄候而ハ九浜より拾浜も相持候村も御座候而、塩直段之儀も式匁程相應之値段ニ御座候而、薪之儀も少々下値ニ相成、持引合ハ相應ニ御座候得共、当

年ハ雨天繁ク、夏合無持同様ニ御座候ニ付、とかく漁人共迷惑仕居申由、

8月分

塩浜持之儀、四浜より六浜相持申候、別而悪水無御座村ハ八浜・拾浜相持候も御座候得共、是ハ壱・貳ヶ村ニ而、其余ハ五浜・六浜平シニ相見へ申候、塩値段之儀ハ貳匁ニ御座候得共、買人無少、塩薪之儀ハ少々下直ニ御座候得共、雨天続、出来塩無少、と角浜人共迷惑仕候由

10月分

塩浜持之儀、三浜・四浜・五浜程も相持、塩値段之儀も壱匁九分位ニ而、冬分之持ニハ相応之儀ニ御座候得共、と角塩薪無数、浜人共迷惑仕居申由、

12月分

塩浜持之儀、三浜・四浜相持、塩値段之儀貳匁より貳匁壱分位ニ御座候得共、冬分持之儀ゆへ、浜手入日数相掛り、造用増ニ相成、出来塩少ク、其上薪直段高値ニ而、引合悪敷御座候由、

1月分

塩浜持之儀、三浜、又ハ四浜相持、塩値段之儀茂貳匁壱分位ニ御座候得共、何分薪高値ニ而引合悪敷御座候由、

この記述では塩田経営の具体的な内容、すなわちどれ程の塩田所持者があって、どれ程の経営規模でどれだけの塩の量を生産したのか、生産費がどれ程かかり、塩の流通がどの様に行なわれたのか等々についてはできない。まさに状況報告程度にすぎないのであるが、入浜式塩田において、月間何回の採鹹作業が行ないえたか、また塩値段と、生産費の半分を占める燃料費との関係への関心の強さなどを読みとることは出来る。

注目すべき点は塩値段の上昇であって、3月の1匁4分5厘から次第に値上りしつつ、翌年1月には5割高の2匁1分になっていることであろう。ただし生産者にとっては生産費の半分を占める薪代「燃料費」も値上りし

ているので、結局のところ「引合悪敷」く、利益の増加にはなっていない様である。

II 漁業

漁猟の状況についての記述は郡によって繁閑いろいろである。農産物の場合、4種の作物を取上げ、郡毎にその生育状況を示したが、漁業においては郡毎にその漁獲物のすべてを一覧出来るように表示してみた。すなわち第6表である。史料には「取揚高銀札」もしくは「漁銀高」がしるされていることがある。これは魚猟口銀として徴収される分一銀であって、漁猟の多少を計数的に評価できることになる。また「地漁」と「他国漁」の区別をしているが、「地漁」は浦々地先の浦付漁場での漁事であり、「他国漁」は文字通り外海へ出たの漁事である。また網にも種類があるが、ここでは漁法の詳細まではわからない²⁾。

さて第6表をみると、名東郡は津田浦における漁事取揚高のみをしるして、どの様な魚がとれたのかは不明である。年間漁猟のピークは8月であり、冬期は不振の状況である。年間の漁銀高合計は「申上書」が年間7ヶ月分しか書留めていないので算出することができない。7ヶ月分の計は銀札30貫679匁8分4厘である。

板野郡はその月に漁猟のあった浦々についてのみ、浦名をあげている。しかし漁銀高をしるさず、魚の種類も3月の鱈網の場合だけで、あとは何をとったのかわからない。

上の2郡は北方7郡に属する郡で、明治10年農産表においても漁業の比重がいたって軽い郡である。

南方の勝浦・那賀・海部3郡になると記述が豊富になってくる。

勝浦郡は小松島浦の場合、魚の種類が豊富にあげられ、また漁銀高も示されており、7ヶ月分の漁銀高計は16貫640匁である。漁業の量からいえば名東郡津田浦の半分にしかならない。

那賀郡は和田・今津・中嶋浦の場合は簡単な記述で、漁銀高もしるされ

ていないが、橘浦と椿泊浦は漁法について詳しくなっており、この両浦で漁業が重要な生業であることを示している。

橘浦では年間を通じて鰯漁が中心となっている。しかし漁銀高は1帖に付何匁という形式でかかれ、しかも魚の種類によってはかいてないものもあるので、月毎の合計も正確に算出できない。橘浦で用いている網には「手繰網」18帖・「鰯網」10帖・「任せ網」2帖・「鰹任せ網」2帖・「地引鰯網」10帖などがある。

椿泊浦では橘浦とは少しく異なった漁網が使われている。すなわち「海老網」10帖・「さより網」10帖・「薄引網」「四艘張網」10帖・「小鰹網」45帖・「佃戸子網」や、また「夜引」や鰹の一本釣のために「ゑそ釣漁舟」10艘や、「下ヶ釣并はへ繩」漁舟などが用いられているのである。「地引網」8帖のみが橘浦と共通の網である。椿泊浦では鰯漁も相当に行なおうとしているが、さらに海老とか、鰹などにも力を入れているのである。しかし椿泊浦も漁銀高をしるしていない。

海部郡は上灘組と下灘組とに分けられている。上灘組は伊座利浦・志和岐浦・由岐浦・木岐浦・日和佐浦・牟岐浦の6ヶ浦からなり、下灘組は浅川浦・鞆浦・穴喰浦の3ヶ浦よりなる。海部郡浦々の漁船および網数については別の史料があるので第7表にあげてみた。

海部郡は漁銀高をしるしているが、一浦づつにしるしているのは下灘組3ヶ浦だけで、上灘組浦々は漁ごとに二三ヶ浦の漁銀高をしるしている。比較のため、組毎の集計をしてみると第8表のようになる。

上灘組と下灘組の年間合計は251貫180匁であるが、さきにのべた如く、1ヶ年分の合計ではなく、全合計はこれより倍近くの銀額となるだろう。ともあれ、漁銀高のわかる名東郡の30貫680匁をはるかにしのいでいる。海部郡における漁業の比重を示すものといえる。年間のピークは10月でつづいて8月・1月の順である。上灘組にくらべ下灘組の方が鰹漁を中心にしているように見える。

第8表 海部郡漁銀高

	3月	4月	7月	8月	10月	12月	1月	計
上灘組	貫 匁 7.200	貫 匁 11.600	貫 匁 10.400	貫 匁 9.300	貫 匁 20.000	貫 匁 13.090	貫 匁 8.020	貫 匁 79.610
下灘組	13.900	26.900	13.200	32.200	35.200	14.070	36.100	171.570
計	21.100	38.500	23.600	41.500	55.200	27.160	44.120	251.180

以上、漁業に関する記述を紹介してみたが、漁業そのものは天候によって出漁が左右され、また地先漁では魚類が回遊してこなければ網を入れることも出来ないといった自然条件に支配される面が強く、まことに外面的な状況しか明らかにし得なかった。ただ南へ下るにつれて漁業が盛んになり、ことに沖合へ回遊してくる大魚の漁獲に力を入れている様である。

- 1) 徳島県史第4巻第3章第10節塩業 昭和40年 また阿波塩業を含む瀬戸内塩業については渡辺則文稿「十洲塩田」日本産業史大系7中国四国篇 東大出版会 昭和35年を参照されたい。
- 2) 漁業・漁法については徳島県史第4巻第3章第6節水産業を参照されたい。
- 3) 「(海部表御帰古一件)」寛政6~10年 史料館所蔵蜂須賀家文書 351

6 む す び

徳島藩の寛政改革に関連して行なわれた郡村調査の報告書である「立毛生熟并村浦之様子申上書」を中心に、われわれは寛政7年阿波10郡の農業と水産業について、その概観を試みてきた。しかしこの調査は必ずしも統一的な調査基準を与えられて行なわれたものでないため、叙述に精粗の差があり、ことに農業・漁業の経済主体にまでおよぶ調査ではないため、ごく表面的な状況しか把握されていない。しかし一応各種農作物の生育状況は一年を通じて明らかにすることが出来た。漁獲物についても、各浦々でとれる魚の明細を知り得たし、漁法についてもある程度の見透しをもつ

ことは出来た。もちろん具体的な各村々、諸浦々における農民・漁民の再生産構造については別種の史料によらねばそれを明らかにすることができないのであるから、阿波10郡の概観を行ない得た事で一応満足しなければならないであろう。

われわれは具体的な経済構造の解明へ進んでいくための手掛りを探り出し得るにすぎないという本稿の限界を認めた上で、いくつかの問題点を指摘することを許されるだろう。すなわち、商品的農産物としての菜種作が寛政期までの阿波10郡の農業史においてどの様な重みをもちえていたのか、いいかえれば、稲作・麦作・菜種作・藍作の四者間における農業技術的な意味での輪作体系という側面からのみでなく、米・麦・菜種・藍の四者間における経済的な相互依存関係の構造的な理解が必要とされているのではなかろうか。つまり、米は貢租の主要な形態であるとともに、主食であり、酒造原料であり、しかも徳島藩領内では十分に自給し得ない農作物である。麦は貢租ならびに主食としての米に対する代替関係にある農作物として生産されている。また藍作のもつ商品作物的意義はすでに先学の指摘する所であるが、そうした藍作の発展を可能ならしめた条件を探ろうとする時、われわれは西摂地方における菜種作と綿作の関係を想起する。つまり西摂地方での綿作の一般的展開が菜種作による肥料購入に支えられていた事情をかえりみる時、われわれはあたかも西摂地方における菜種作と綿作の関係に当るものとして、阿波国における菜種作と藍作との経済的補完関係を実証的に確定する必要があるだろう。そして商品作物（これに豆類生産をつけ加えることも含めて）間の関係に止めることなく、米・麦の如き貢租農産物の高い反当収量を支えるものとしての金肥導入、あるいは夫食確保のための他国米移入等の問題と重ねて見る時、すなわち、菜種・藍・豆類等の商品作物と、米・麦の貢租・主食作物との間の経済的補完関係という構造を想定する時、稲作・麦作・菜種作・藍作の四者が阿波農業史にもつそれぞれの性格と意義を二重の構造的把握のうちに見出しうるのではな

かろうか。その際阿波漁業との関係を更に重ねあわせてみる事も構造的理解を深めることとなるだろう。

また各種農作物の反当収穫量の意外な高さとその地域差とが阿波農業の生産力水準の評価にどのような影響を与えうるのかとか、さらに北方7郡の商品作物依存の生産構造と、南方3郡の貢租作物中心の生産構造が、まさしく寛政期の不作に際して「銀詰り」困窮と「飢」困窮という異なる対応の仕方をみせていることの評価を行なおうとする時、北方7郡のうちの更なる地域分化の問題を加味する必要とか、また以上の問題をひっくるめて、寛政期藩政改革がどのような農政を打出そうとしたのか、それは農民・漁民の再生産構造と、流通経済への関係の仕方を念頭におきながら、徳島藩領国経済の開放性と封鎖性の具体的追求にせまる問題でもあるといえよう。

以上、思いつくままにいくつかの問題点を指摘してみたが、なお考えの及ばない点も多々あることと思う。大方の御教示を得て徳島藩農政史研究の出発点としたい。

付記 本稿(上)に誤記があるので次のように訂正する。

- イ、7頁9行目“「名東・名西・麻植三郡」のグループのみで、”とあるのを、“グループのうち、名東・麻植の2郡であり、名西郡には六つの村組があるが村組にわけないで、郡を単位としている。”とする。
- ロ、12頁第2表Bの村数合計が“571”とあるが、“577”と訂正する。